

令和7年(2025年)第7回ニセコ町議会定例会 第3号

令和7年(2025年)9月25日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 発議第 6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案
(産業建設常任委員会報告)
- 3 発議第 7号 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書案
(総務常任委員会報告)
- 4 議案第 1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について(片岡辰三)
- 5 議案第 2号 ニセコ町教育委員会委員の任命について(巻礼子)
- 6 議案第 3号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)
- 7 議案第 4号 字の区域の変更について
- 8 議案第 5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
- 9 議案第 6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 10 議案第 7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 11 議案第 8号 ニセコ町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例
- 12 議案第 9号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校授業料等徴収条例
- 13 議案第 10号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算
- 14 議案第 11号 令和7年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 15 議案第 12号 令和7年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 16 議員派遣の件について
- 17 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)
- 18 閉会中の継続審査の申し出について(決算特別委員会)

○出席議員(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 高瀬 浩 樹 | 2番 大野 幹 哉 |
| 3番 高木 直 良 | 4番 榊 原 龍 弥 |
| 5番 高井 裕 子 | 6番 小松 弘 幸 |
| 7番 斉藤 うめ子 | 8番 木下 裕 三 |
| 9番 篠原 正 男 | 10番 青羽 雄 士 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副町	長	山	本	契	太
会計管理者		藤		志	伸
総務課長		福	村	一	広
消防庁舎整備室長		黒	瀧	敏	雄
企画環境課長		桜	井	幸	則
企画環境課参事		阿	南	孝	宏
税務課長		鈴	木	健	
町民生活課長		富	永	匡	
保健福祉課長		重	森	省	宏
農政課長		山	口	丈	夫
農業委員会事務局長		石	山	智	
国営農地再編推進室長		馬	渕	由	香
商工観光課長		橋	本	啓	二
都市建設課長		石	山	康	行
上下水道課長		森		玲	子
上下水道課参事		佐々	木	一	茂
総務係長		浅	井	理	登
財政係長		片	岡	辰	三
教育長		淵	野	伸	隆
総合教育課長		阿	部	信	幸
総合教育課参事		中	川	博	視
総合教育課参事		齋	藤	徹	
こども未来課長		三	橋	公	一
学校給食センター長		佐	竹	三	郎
代表監査委員					

○出席事務局職員

事務局	長	加	藤	紀	孝
書	記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、9番 篠原正男君、1番 高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第2 発議第6号

○議長（青羽雄士君） 日程第2、発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 令和7年9月17日の本会議において、当委員会に付託されました発議第6号 国土強靱化に資する道路整備等に関する意見書案は、9月17日全員出席のもとに産業建設常任委員会を開催し慎重審議しましたので、結果を報告します。

人流・物流の効率化による生産性向上、地球温暖化による気候変動に伴う自然災害への対応等を踏まえ、道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など、より一層推進するため、事業に必要な予算を十分確保する必要があります。よって、発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の件は、願意を妥当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、発議第6号の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第6号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとするに決しました。

◎日程第3 発議第7号

○議長（青羽雄士君） 日程第3、発議第7号 将来にわたり安全安心な医療介護制度の提供を求める意見書案の件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、小松弘幸君。

○総務常任委員長（小松弘幸君） 令和7年9月17日の本会議において、当委員会に付託されました発議第7号 将来にわたり安全安心な医療介護制度の提供を求める意見書案は、9月17日及び24日の2日間、委員全員出席のもと総務常任委員会を開催し、慎重審議しましたので、その結果を報告します。

国においては、医療介護制度の提供において医療機関等の経営悪化に歯止めをかけ、臨時的な診療報酬等の改定や補助制度の創設などの施策について、財源の問題や支援策の強化など全国知事会等の意見要望も踏まえ、国民の健康や安全・安心を守る対策を講じるべきです。

よって、発議第7号 将来にわたり安全安心な医療介護制度の提供を求める意見書案の件は願意を妥当と認めるとともに、別紙内容のとおり原案を修正可決すべきものと決しました。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（青羽雄士君） 委員長の報告が終わりました。

これより、発議第7号の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発議第7号 将来にわたり安全安心な医療介護介護制度の提供を求める意見書案の件を採決します。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、原案を修正可決すべきものとするに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、原案を修正可決すべきものとするに決しました。

◎日程第4 議案第1号

○議長(青羽雄士君) 日程第4、議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(青羽雄士君) 日程第5、議案第2号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(青羽雄士君) 日程第6、議案第3号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)の件を議題とします。

質疑はありませんか。

7番、斉藤議員。

○7番(斉藤うめ子) 先日、この指定管理者の指定について説明はありましたが、この指定管理者の方ですけれども、この方は堆肥センターを設立して以来、ずっと同じ方がされてるんでしょうか。そこをちょっと伺いたいということをまず。それでこれからは期間が3年間ですか、期間が変わったという説明も受けましたけれども、最初から同じ方が指定管理をされてるのか、そこをもう一度説明していただけたらと思います。

○議長(青羽雄士君) 山口課長。

○農政課長(山口丈夫君) ただいまの斉藤議員の御質問にお答えします。

このニセコ町堆肥センターにつきましては、平成14年12月から操業を開始しておりますけれども、まず平成14年の段階では管理・運営を委託ということで、ようてい農業協同組合に委託しておりました。その後平成17年10月からは同じくようてい農業協同組合が指定管理者の指定をされ、現在まで同じ組合が指定管理者を受けているという状況でございます。

○議長(青羽雄士君) 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子）　ということは、同じ方がずっと継続していらっしゃるわけですがけれども、これ公募とかそういうのはどのようになってますでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　山口課長。

○農政課長（山口丈夫君）　先般の全員協議会の中でも御説明させていただきましたけども、この施設においてはようてい農業協同組合により、これまで大きな事故もなく、確実な施設運営と良質な堆肥の製造・販売がなされておりまして、今後も施設の設置目的であります完熟かつ良質堆肥の提供を通じ、地域資源循環型のクリーン農業を推進するために、実績が良好でありますこのようてい農業協同組合に管理・運営を引き続き担っていただくことが望ましいと考え、公募はせずにようてい農業協同組合の指定管理を御提案しているところでございます。

○議長（青羽雄士君）　斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子）　すいません、ちょっともう一つ。そうしますと、平成 17 年というのはかなり前、20 年以上前になるかと思うんですがけれども、そのときからずっと同じ方がこの管理をされていらっしゃるわけですね。今後も公募という予定はないと。非常に一生懸命やっけてらっしゃるということとは伺ってますけれども、まあ分かりました、ずっと同じ方がやっけてらっしゃるということで。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　大体 50 年以上前から土づくりというのを一生懸命町としてやっけてきておりまして、これもようてい農業協同組合と様々な連携をしながら進めているところであります。この堆肥センター設立にあたって、ようてい農業協同組合の御指導、御支援を得ながら一緒になってつくり上げたものでございます。そういった経緯から、最初からようてい農業協同組合に委託をして、ニセコ町の農業者の土づくりを推進する拠点として、これまできているものでありまして、今後ともようてい農業協同組合との連携のもとに、この土づくり対策を進めていきたいということで進めている施設であります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 3 号　指定管理者の指定についてニセコ町堆肥センターの件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（青羽雄士君） 日程第7、議案第4号 ニセコ町の字の区域の変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 ニセコ町の字の区域の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（青羽雄士君） 日程第8、議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長(青羽雄士君) 日程第9、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 7 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 10、議案第 7 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 7 号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 8 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 11、議案第 8 号 ニセコ町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 8 号 ニセコ町社会福祉委員会条例の一部を改正する条例の件を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 9 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 12、議案第 9 号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校授業料等徴収条例の件を議題とします。

質疑はありませんか。

9 番、篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 何点かお伺いをいたします。確認的な事項でございます。

最初に、この条例構成の中で徴収等について記載をされておりますが、あわせて減免も規定されております。ただ、還付の有無について記載されていないのは、どのような理由なのかと。一連の作業として生まれることが想定するのであれば、条例上で位置づけをしっかりとすべきではないかなと考えます。

それと全体的には公立高等学校ですから、全道一律というのは分かるんですけども、授業料等の額に関わっては全く同じだということ、ここですらね、ニセコ町ならではの特色とかそういうものがあるっても然るべきではないかと私は考えております。ですから、その辺で検討経過がどのようにされてきたのかお知らせいただければと思います。

あと、この条例自体は北海道の高校に係る条例等に縛られるものではないと。基本的には縛られるものではなくて、町独自で定められるものだろうと思います。ただ、そうすると道内の公立、いわゆる市町村立の高等学校が自由採用で決めていくと、様々な弊害もまた想定されるということで、それも分かるんですけども、まず基本的にこの条例というのはニセコ町が独自で定めるものだという原則に立った場合に、まちづくり基本条例の今回規定している第 54 条第 1 項第 3 号に私は該当しないのではないかと思います。丁寧な説明手続があって、この条例が制定されるべきものではないかと。他の自治体との公立高校等の状況に踏まえてっていう単純な選択肢ではなくて、そのようなきめ細かな手続を経て提案されるべきものというふうに考えます。その辺についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） 篠原議員の御質問にお答えしたいと思います。

還付の規定ということでまず 1 点目御質問いただきましたけども、すいません、この条例ですね、道内のほかの市町村立の学校の授業料等徴収条例を元にしておりまして、還付の規定は他の事例にもなかったもので、ここでは還付の規定は記載していないところでございます。

2点目の授業料にニセコの独自色を出してもよいのではないかという御質問につきましては、一度内部でもそういう話も出たんですけども、やはり公立高校で受験者が学校を選ぶにあたって道内一律の授業料というのが受入れられやすいのではないかということで、町独自の金額設定はしていないものでございます。

それから3点目のまちづくり基本条例について該当しないのか、意見公募すべきではなかったかという内容かと思えますけども、こちらにつきましては先ほど来というか、前回の説明にも重複するところがございますけども、町独自の条例ということではございますが、金額的には北海道立高校、公立高校の授業料をそのまま同額にしたということで、今回まちづくり基本条例には該当しないということで判断させていただいたところでございます。

○議長（青羽雄士君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 補足でございますけれども、特に条例ということですので、町単独でということも今阿部参事のほうからも御答弁したところでございますけれども、実際にニセコ高校を志望する高校生にとって、このたび全日制になりますので出願変更ですとか再出願とか入試上のそういった制度もございまして、ニセコ高校から他の学校へ、あるいは他の学校からニセコ高校に変更する場合、細かいところで違いがあると。出願手続上、あるいは子どもたちの心情的な部分もあり、他の町村の独自のそういう部分も参考にした上で、基本的には全道の公立高等学校のそういったものに倣って同じくしておくことが適切じゃないかと判断をしたところでございます。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 分かったような分からないような、ちょっともやもやしてるんですけども、先ほど1点目で聞き忘れたのですが、北海道の条例では入学・進級というような表記をしてるんですね。今回ニセコ町は入学ということで、進級するたびに新たに納めるものは発生しないということなのかどうか。よく分からないですけども、北海道は進級料というような規定をしているので、恐らく学年が進むごとにその額が学校に納められるというようなことだと思います。その差は今までは同等、横並び、でもここはちょっと違ってるというようなことも見受けられるんですけども、その辺の整合性というのはいかなものなのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 阿部参事。

○総合教育課参事（阿部信幸君） この条例の出どころというか、元になっているのが北海道立学校条例ということで、授業料等につきましては第5条に記載してございます。この中で、第4条第1項に規定する入学検定料、その他の費用はということで、第4条第1項というのは入学検定料・入学料・授業料、あと寄宿舎の使用料等も入っていますが、そういうものについての記載でございます。その別表第3がどうなっているかということなんですけども、入学検定料、入学料、授業料、あと寄宿舎の使用料とも書いてるんですが、今回提案させていただいた検定料と入学料と授業料ということで、北海道の条例の金額と同額ということでございます。

篠原議員の質問にあった進級料については、第4条の2項3項に規定する入学料等の費用の額ということで、第4条2項3項というのが中等教育学校における入学検定料・進級料という書き方でございまして、高等学校に関しましては進級料という規定ございませんので、そちらに合わせたという

ことで御理解いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号 ニセコ町立ニセコ国際高等学校授業料等徴収条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（青羽雄士君） 日程第13、議案第10号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

小松議員。

○6番（小松弘幸君） 2点質問いたします。

17ページ、7目地域振興費、12節特命委託型地域おこし協力隊業務委託料ですが、これは特別交付税で賄われて、おひとり年間500万円、半年分の人数分が計上されております。これは人材確保の取組として、新たな運用による町が隊員を委嘱し、地域事業者が直接雇用して町が活動を支援する形で委託するとのことですが、従来の地域おこし協力隊制度との違いについてどのように違うのかお聞きしたいと思います。

2点目。20ページ、12節有害鳥獣業務委託料ですが、行政報告でも実施状況について説明いただきましたが、有害鳥獣の捕獲数が増えているとのことで、猟友会の皆さんも大変御苦労されていると思います。この委託料の内訳についてと、18節の駆除対策事業補助では、処理単価の引上げにより不足する費用が計上されていると聞いておりますが、この内容について伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの小松議員の特命委託型地域おこし協力隊の件について回答いたします。

従来のものにつきましては委嘱型ということで、町の職員として協力隊を採用して、町からそれぞれの事業所、例えばビュープラですとか観光協会ですとかに派遣をしているという形をとってございます。これが委嘱型です。

今回の特命委託型は、雇用主をそれぞれの事業所に置くところにあります。ただ、これをいっぺんに広げるとなかなかうまくいかないところもあるということで、今回は生活を守る上でも重要な除雪を行うオペレーターの分野、それともう一つバスの運転を行えるところの分野ということで、実際に応募のほうはもう既に始まって、いったん終了しております。応募はまだありません。

仮にバスの運転手であればニセコバスさんでの雇用と。基本的には交付税措置をされる分をその事業者さんに委託料としてお支払いをして、その中で給料や社会保険料等を処理していただくと。この利点としては、その事業所が雇用するわけなので、例えば給与の上乗せをするですとか会社内で協力隊以外の業務、そのトータルコーディネートを事業者さんができるというところだと考えています。特に今回町として支援したいのは、やはり生活に直結する除雪、あるいはバスの運転士というところで応募したというのが今回の事業になっているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 山口課長。

○農政課長（山口丈夫君） 小松議員の御質問にお答えします。

有害鳥獣対策の中の有害鳥獣廃棄委託業務の中身ということでございますけども、運搬手数料、廃棄手数料、作業消耗品等になっております。

もう1点ですね、そういう単価の増ということでございますけども、これまで廃棄はキロ当たり100円で行っていましたが、今年度からキロ当たり150円に値上がりしているということでございまして、予算の不足が生じるということで今回補正を計上させていただいたところでございます。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6番（小松弘幸君） 1点目の協力隊の件ですけれども、ニセコバスの運転手ということですが、除雪・施設管理に各1名となっておりがその業者はどこなのか。また、今回実証とはいえ、今後も継続的にやっていくのかどうか。今回事業所はどこなのか分かりませんが、一回ではできないのでしょうけれども、今後広げていくという考えがあるのかどうかも含めて説明いただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの御質問にお答えいたします。

除雪のほうはパブリックメンテナンスになりますので、実質牧野工業さんでの雇用という形になると思われます。

今までは一般的な協力隊だと、3年間の雇用をしてそのあと卒隊をして地域に残るというかたちですが、この一番のメリットはそのまま会社に就職という形もできるということです。なので、この委託型での取組というのは、引き続き行っていくのが理想的かなとは思ってはいるものの、一方で実際には応募がないという状況もございますので、そこについては募集の仕方、あるいは採用する企業

さんの、何ていうんですかね、本来業務以外のメリットの出し方、例えばスキー場のリフト券がちょっと安く手に入るですとか、毎日温泉に入ってから帰れますよとか、そういった企業さんとのメリットも打ち出せるような応募も検討していく必要はあるのかなと思います。いずれにせよ、この取組は続けていくことに意味があると思っているところでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

高井議員。

○5番（高井裕子君） 17ページ、18節のコミュニティFM放送事業運営補助についてなんですけれども、パソコンの入替えということで伺っております。4台だったかと思うんですけれども、入替えと同時に放送に必要なハイスペックなものということで御説明いただいたかと思います。ラジオニセコは株式会社ニセコリゾート観光協会なので、すべて町費で賄うということでお考えだと思いますが、株式会社の利益を利用して賄うという考えはないのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 株式会社でございますので、全てが町費ということはもちろんございませんが、施設の大きな修繕ですとかスタートしたときに町が整備をしてその上で始めたものなどは、今後も引き続き町で支援するということも考えられるというところから、今回もこのパソコン云々というの、スタート時点からも含めて町のほうで整備しておりますので、今回も町のほうで更新をさせていただくということでございます。ただ、日常のちょっとした修繕の部分や小さな消耗品、備品については、観光協会の中のラジオニセコの経費で実施をしているということでございます。

○議長（青羽雄士君） 高井議員。

○5番（高井裕子君） パソコンの買い換えに関しては、町からの支援についてで良いと思うんですけれども、ハイスペックにするという点に関しては、今の時点でラジオニセコ側の放送に何か問題があるですとか、そういった経緯がある場合にはいいのかなと思うんですけれども、株式会社のほうで努力することが望ましいと思います。今そんなに問題がないようであれば、買い換えについては普通のパソコンというか最低限のパソコン料金でよいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） おっしゃるところはなるほどそうだなと考えるところがございますが、今現状で3人で膨大な放送を回しているということがございまして、相当なスキルがないとなかなかやっていけないところがございます。その部分がある程度機械に頼ることができるように、このようなスペックにしていきたいということでございまして、特に何か大きく形が変わるというよりも、人海でいろいろやっていた部分を少し機械のほうに持たせて、社員のほうも多少は休暇がちゃんと取れるですとか、ちゃんと取れないのは問題ですが、今後の求人に当たって新しい方が来たときも使いやすいですとか、専門的なスキルを要する職場なものですから、そういうところになるべく人を割かずに放送が継続していけるようにという意味でのハイスペックにしていくということです。今の時流に乗ってはぜひ活用すべきものだろうという判断をしている。

○議長（青羽雄士君） 阿南参事。

○企画環境課参事（阿南孝宏君） 補足させていただきたいのですが、そもそもハイスペックという

言い方がちょっと誤解を招くかなと思っておりまして、当初副町長からの説明の中では、作業に適したスペックというふうに御説明差し上げたかなと思います。

スペックとしては一応4台あるうちの2台が執務用のPC、残り2台が収録番組収録編集用のPCとなっています。前者の執務用のPCというのは、基本的には経理会計関連ソフト、動画、音声編集ソフトを使用するものなんですけれども、共に膨大なデータ量を扱うもので、その処理能力だったりスペックっていうのはそれなりのものが要求されていますということが一つ。それと後者のものは、そのままスタジオで使うものですね、番組で。かつ、据置き型ではなくて、外での収録もあるので持ち出しができるようなノートパソコン、その作業に適したスペックのノートパソコンが必要と聞いております。

一応相見積りもとっておりまして、そのうちの中でスペックとその先の作業の互換性とかも含めて、なるべく割安のほうで選んでもらっているところでございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 4点、伺わせていただきます。

1点目は先ほど小松議員が質問した17ページの特命委託型協力隊のことで、もう少し追加して伺いたいですけれども、インターネットを見ますとニセコ町の特命のことずら一つと出ているんですけれども、ニセコ町が先行で初めてのケースになるのでしょうか。伺いたいののはもう既にやっているとあるかどうかということなんですけれども。基本的には国から地域おこし協力隊として費用が出るわけなんですけれども、配置されたところで費用のことを話し合うというか、今おっしゃった除雪ですとかバスドライバーと事業者との契約で報酬額が上乗せされるのか、その辺のところをもう一度伺いたいと思ってます。それからですね、今回予算は2人分になってるんですけれども、今後これを増やす予定、現在の従来型の地域おこし協力隊と同じように、何人でも必要な場合は公募するということは可能なものなのでしょうか。

2点目はですね、18ページの民生費のところなんですけれども、ニセコ生活の家の活動支援事務補助っていうのが235万円出ております。この内容について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

それから3点目はですね、前も伺ってるかと思いますが20ページの堆肥センターの件なんですけれども、操業以来ずっともう20何年経って、また補正額として修理費用が96万載ってます。これ当初から堆肥を作るのが大変で、機械も故障が多いということなんですけれども、この間の修理費のトータルはどのくらいになっているのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

4点目は23ページ、ニセコ小学校で会計年度会計年度任用職員を雇うのに、その予算補助を計上しているわけなんですけれども、ニセコ小学校の多言語教師を採用するということを説明されたかといいます。その多言語というのは英語のほかにもどういう言語を想定して採用されるのか、そしてこの予算から見て何名になるのでしょうか。その辺りを伺いたいと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） それでは1点目の特命委託型地域おこし協力隊の委託業務について

お答えいたします。ニセコ町が初めてではございません。北海道では美幌町で2名の実績がございます。

募集枠につきましては、1人500万円程度というのが交付税の上限になってございます。今回の予算で計上させていただいてるのは、4名分の半年分ということになります。それで今後どのようにしていくかという点につきましては、今回のこの除雪とバスの運転手の実証を踏まえた上で、拡大していくのかどうするのか他分野に広げていくのかということは、今後の検討になるかと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 2点目の生活の家活動支援事業補助の内容について御説明させていただきます。昨年グループホームが建設されまして、今年度から正式に動き出すというところで、まだ動き出したばかりでもあります。これからグループホームに入居される方の募集などいろいろ変化が出てくる中で、スタートするに当たりグループホームに入居される方の世話人等もつけなきゃいけないというところで、グループホームとしてはできるだけコンパクトな、小規模な形の運営をしていきたいというところではあります。それでもスタートするに当たって、費用面のところは世話人だけの経費を見てるわけではないのですが、運営をしていく中で軌道に乗るまで全体経費の中で支援が必要とするところがあるだろうということで、このたびメインとして世話人の人件費に当たるのが多いかとは思いますが、そういったものも含めて、今回この金額を補正して補助していこう、応援していこうと計上させていただいております。

○議長（青羽雄士君） 山口課長。

○農政課長（山口丈夫君） 御質問にお答えする前に、先ほどの堆肥センターの質問ですが、操業から現在まですべての修繕ということでしょうか。それでしたら、手元に数字がございませんので、後日別の機会にお答えさせていただきたいと思いますが。令和2年から令和6年、昨年度までの数字ということでしたら手元にございますけれども、令和2年から令和6年までの修繕料の合計は4,180万程度ということになります。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） 私のほうからは、23ページの会計年度任用職員の任用についてお答えいたします。予算の提案説明の中では、日本語が母国語ではない児童への対応ということで説明させていただいた部分になります。ニセコ小学校については現在、日本語を話せない子どもの転入がいくつかありまして、今年度に入ってから3人ほど英語しか話せないという子どもが転入している状況になってございます。これまでも日本語が得意でない子どもへの対応を行ってきたんですが、ちょっとさすがに現状の人数では対応が難しいということで学校のほうから要望がありまして、新たに1名を配置するということにしてございます。現状では英語の対応ということで考えておりますが、例えば昨冬ですとアジア圏ですとか、英語以外のお子さんも転入されてきたような状況がございます。そういった場合には、今回備品購入費のほうで、一般備品として多言語翻訳ツールの機器を予算計上させていただいておりますけれども、そういったものを使いながら子どもたちの対応に当たってまいりたいと考えているところでございます。それから人数については、1人採用する予定でございます。

○議長（青羽雄士君） 齊藤議員。

○7番（齊藤うめ子君） ちょっと順番違ってくるかもしれませんが、最初の特命委託型協力隊は選考があるというお答えだったんですけれども、実際その選考はどういう状態なのか、分かる範囲で教えていただけたらと思います。それから、今回この予算が4名分の半年分というのは、試しと
いうかそういう意味で半年分を計上されたんでしょうか。普通1年分になるかなと思ってるんですけど。そのところをちょっと説明していただきたいということと、先ほども申し上げたように、これから特に除雪は季節が限られてくるかと思いますが、その辺りどういうふうにされていくのかということをお聞きしたいと思います。

それから、生活の家なんですけれども、主に生活の家のグループホームの世話人への補助ということなんですけれども、あんまり細かいことを聞くのもなんですけれども、具体的に世話人というのは何人ぐらいを想定していらっしゃるのか。そして具体的にどんなことをグループホームでされるために、この予算を計上したのか、そこももう少し説明していただけたらと思ってます。

3番目の堆肥センターなんですけれども、令和2年から6年の間に4,180万円という金額は出ているというお話でしたけれども、後日遡って調べてくださるということなんですけれども、以前も申し上げたように非常に故障が多くて、大変高い機械のようなんですけれどももう寿命かなというところがあるんですけれども、過去の費用も積算して伺いたいなと思ってます。

それから4番目のニセコ小学校なんですけれども、母国語は話せないけれども英語は理解できるお子さんたちということでよろしいんでしょうか。具体的にアジア圏とおっしゃったんですけれども、アジア圏でも言語は様々あるかと思いますが、それに対応できる翻訳機をそれぞれの子どもに提供するという方向で、少しずつ日本にも慣れてもらうという考え方で進められてるんでしょうか。そこのところもう少し詳しくお話ししていただけたらと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ではただいまの特命型地域おこし協力隊の件を回答いたします。今回の予算につきましては、募集のタイミングからしても10月以降の採用かなということで、今年度については半年分の予算計上となっております。あと事業所との打合せなどは、この募集をする前からどのような形というか、事業説明から始まって実際に打合せをした上での募集となっております。バスの場合は通年で作業というのは見込めるんですけれども、除雪については夏の期間どうするのかというようなお話もさせていただいております。牧野工業様とパブリックメンテナンスなどでは夏は、例えば草刈りですとか公園のメンテナンス管理ですとか、そういった業務も含めて1年間雇用ということが考えられるのではないかとこのところ、今回この特命型の応募をしているというような形で打合せをさせていただいております。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 2点目につきましての再質問の説明ですが、世話人とはどういうことをする方でしょうかということなんですけれども、文字どおりグループホームに入居される障害をお持ちの方の生活のお世話をする方ですね、入居される方については障害の度合いもそれぞれですので、ちょっと多めに必要な方もいれば、ある程度自分でできる方もいらっしゃると思います。そうい

ったパターンに合ったそれぞれのお世話をします。必要であれば食事介助をする方もいるでしょうし、入浴介助もあるかもしれないですけども、それぞれに合った内容のお世話をする方となっております。

人数につきましては、このたび専任として1人、生活の家さんのほうで見つかったということで、それ以外につきましては、世話人の方もお休みを取らなきゃならないので、そこはNPO生活の家の方々やボランティアの方も含めて、短時間でお世話する時間帯を持ったりして、いろんな方に関わっていただいてのお世話をするという形で運営していくということで伺っております。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ニセコ小学校の状況の再質問についてお答えいたします。今対応が必要な児童については、母国語が日本語ではないということで、母国語は英語であったり地域の言葉だったりということですが、今対応している3人の児童については英語ができるということです、英語の対応ができればという状況です。

ただ、斉藤議員の御質問の中にもあったように、昨冬でいきますと英語以外で対応したお子さんが3か国語ほどありました。それぞれの言語に対応した職員を採用していると、どんどん人数が増えていくだけですから、そこについては先ほど説明させていただいた多言語の翻訳ツールを用いて、様々な言語に対応できる体制を整えていきたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） すいません、先ほどの質問で1点抜けていたところがあるということで、先進事例、美幌町のことかと思えますけれども、その実態についての御質問について回答いたします。美幌町では委託型の協力隊を公共交通の分野で採用していますが、現在活動期間中ということで公共交通の任についている状況です。

○議長（青羽雄士君） 山口課長。

○農政課長（山口丈夫君） 先ほどの堆肥センターの件ですけども、改めて操業開始からの修繕費については、後ほど調べさせていただいて御報告したいと思えます。町の予算に出てこない小さな小破修繕につきましては、指定管理者でありますように農業協同組合のほうで行っているということをお答えさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君） 再々質問になりますけれども、堆肥センターの件、ぜひどれだけ過去かかっているのか教えていただきたいです。それからそれほどかかるのだったら今後新しいのに変える方向を検討されたいかがかなと、お話を伺ってて思いました。

それからですね、小学校なんですけれども、この会計年度要員特別支援っていうのは1人採用なんですけれども、1人の方が3か国語のお世話をされることになりますか。ほかにも協力する方がいらっしゃるかと思うんですけど、一応1名が3名のお世話をするという形で、十分かどうか分かりませんが、やってみなければ分からないところもあるかと思えますけれども、ちょっと負担になるかなと思ったりもしてます。こういう場合に可能ならば、町の中からボランティアも協力も募集してもいいのではないかなあというふうに思ったりもしてますけれども。

それから特命委託型の協力隊のところで、10月以降で計上してるので半年分とおっしゃったんですけれども、今まで地域おこし協力隊というのは月を選ばず採用をやってらっしゃったと思うんですね。この特命の場合は、きっちり10月から採用ということで計上されているわけですか。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） それでは、私のほうからニセコ小学校の関係、回答させていただきます。日本語指導の体制ですけれども、現状は北海道教育委員会から日本語指導の教師が1人配置をされているところでございます。それ以外にニセコ小学校では、何らかの配慮が必要な子どもについては、例えば特別支援の対応ですとか身体的なことですとか日本語のことですとか、そういった配慮が必要な子どもへ対応する先生ということで、3名の特別支援講師を任用しているところでございます。これに加えて、新たに1人配属をしたいという考え方になってございます。

それから、町からボランティア等の支援があってもよいのではないかというところについては、全くそのとおりだと思っておりますので、私どもも保護者の皆さんに場合によっては英語の対応をお願いすることもありますし、保護者との連絡に役場のC I Rが出向いて連絡を取り合ったりですとか、そういった体制はとってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） 今年度につきましては、募集については8月以降調整をかけている状態ですので、早くても10月からかなということですので、予算としては10月からの半年分を今回計上しているということでございます。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ちょっと誤解あったら困るので。生活の家のグループホームさんにつきましては、まだオープンしたばかりで通う人たちが充足しておらず、軌道に乗るまで当面応援したいということあります。人件費の補填をずっとし続けるという話ではありません。きちっと軌道に乗るまで、しっかり町として応援したいということで進めているということでございます。

それと特命型の地域おこし協力隊については、非常にいい制度だと私は思うんですよね。今のニセコエリアでも本当に人が足りなくて困っています。そういった過疎地の現状を踏まえて、新たに企業派遣の地域おこしというのをつくっていますので、町がやる分については町のルールでいきますけど、今回は例えばニセコバスさんに入るとニセコバスさんの給与体系なり福利厚生となります。これは終わった後も引き続き可能だったら正社員という仕組みになっていますので、いろんな企業で相当使えるのではないかと思います。方向としては、今後可能であればぜひ広げながら、このニセコ町全体の人手不足といいますかね、そういうものを解消する手段の一つになればいいなと考えているところであります。

それから堆肥センターにつきましては、これまでも5年ほど前からいろんな情報収集をしたり、担当課長が先進的なところに視察に行ったりしながら情報を集めております。もう相当数傷んでいる施設でありますし、ニセコ町でオリジナルでつくった施設でありますので、備品交換も全ての既成のものがあるというわけでありませんので、そのために新たに何かあればつくるという作業です。今相当数がお金がかかるというような状況でありますので、次にこういった施設が土づくりとかニセコ

町がやっける資源循環型社会に合うか、そういう調査は役場の中でもやっておりますので、その辺御理解賜ればありがたいなと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

大野議員。

○2番（大野幹哉君） 2点だけお聞きしたいと思います。23ページ、13項中学校費の中の1目10節修繕料30万。こちら説明の時、私聞き逃したのかもしれないので説明してほしいと思います。

続いて24ページ、2目有島記念館費の14節工事請負費。これ照明のLED化を実施して、レールがもたないということで説明を受けましたが、事前に判断ができなかったのかどうなのか。既にもう照明をつける段階で既存のものじゃもたないって、その辺がちょっとお粗末だなあと思ってます。付けてみたけども耐久性に欠ける、もたないという結果でこういう補正が上がってくるのではなく、それをつけると決まった段階で、これはレールまで変えなきゃもたないなという判断をしていくべきじゃないかなと思いますが、その点をお聞きします。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ただいまの大野議員の質問にお答えいたします。まず中学校の修繕料につきましては、種々見込みまして今年度当初予算で147万6,000円を見込んでおります。そのうち特定の工事の内容が決まってない、突然発生したトラブル等に対応する修繕料ということで20万円分を見込んでおりましたが、既に今年度階段の手すりの修繕ですとか男子トイレの中にある器具の交換等で、既に37万円ほど見込んで執行している状況になってございます。今後冬にかけて、近年ですと中学校では暖房設備の故障が多く、突然壊れるということが発生している状況です。中学校の今ある暖房については、平成16年に大規模改修をしたときに設置しているものでして、既に20年以上経過しているものですから取り替えの時期に来ているということで、修繕が多く発生してございます。そういったところで、今後冬に向けて突然壊れたものに対して対応する修繕料として、全体経費として30万円を今回予算要求させていただいているという状況でございます。

続いて、有島記念館の工事請負費LEDライトのライティングレールの関係でございます。御指摘はもっともでございまして、私どもの見通しが甘かったと思ってございます。もともとは今年度の当初予算のときにも予算特別委員会の中でもお話しさせていただいたかなと思いますが、長年展示室の電気のLED化とライティングレールについては懸案になっておりまして、予算要求を行ってきしておりました。ただ、予算の調整の中で見送りになっていく中で、まずLED化を何とかしたいと。LED化することで電気代の削減や熱がないことで作品の保護ができるという話を、たしか予算説明時にさせていただいたかなと思います。とにかくLED化を優先したいということで、今回LED化のみの予算計上し、年度当初5月に110本のLEDを入れており、既に運用はしております。このLEDについては特別展示室の今回ライティングレールを交換するところ以外でも使っておりますが、その部分については既に運用始めています。特別展示室のところでは重量が重かったということで、ここについては本当私どもの見通しの甘さかなと思ってございます。その部分については、レールそのものを重さに対応したものと交換ということにあわせて、レールの配置の見直しをして多様な展示に対応できるよう変えていきたいと考えておりますので、その点御理解いただけたらと思い

ます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君） 2 点ほど質問させていただきます。1 問目が繰り返しで申し訳ないんですけど、17 ページの特命委託型地域おこし協力隊業務委託料です。私、その仕組みがなかなか理解できないんですけども、委託料は会社に対して支払われるのか、それとも雇用した人に対して払われるのかという部分なんですけど、これはその会社に対して支払われるんだろうとは思いますが、これが町が期待した業務内容に合致してるのかどうかというチェックの部分、それから上限 500 万というような数字が出てきましたけれども、これに見合うものであるのかどうかというチェック体制はどうなっているのかお聞きします。

それから 2 問目、23 ページの 12 目学校ネットワークアセスメント業務委託料 295 万 3,000 円、これに関して委託先は決まっているのかどうかということと、決まっているとすればその経緯について教えてください。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの御質問お答えいたします。委託料という形で会社と委託契約を結んで支払うというものになります。さっき小松議員のときにもご説明したんですけど、会社のほうはそれを原資にして本人の給料や社会保険料、あるいは福利厚生を経費に使われると思います。それに会社が上乗せをして、御本人に給料を 500 万の見合い分以上に払うということも可能です。そこは企業さんの雇用ですので、企業さんのほうで決めていただける部分になると思います。

それで、今回のこの募集の時点にあたっては、事前に大きく 500 万円の範囲内での用途については、一旦事業者さんと打合せをした中で募集を行っておりますので、基本はこの 500 万円が何に使われるっていうところは、役場でのチェック機能はあると思います。

それから、企業が雇う協力隊ではあるものの、協力隊の立場がある以上、町としてもその協力隊として適切な業務をしているかどうかというのは、例えば毎月の面接ですとか、あるいは事業者さんのほうからルール上報告書を出してもらうことになっておりますので、その点については最初に打合せをした段階で、仕様書をきちんと定めた上で定期的な面談などを行いながら、内容のチェックをしていくというような仕組みになっているところです。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） 私のほうからは 23 ページ、12 節委託料の学校ネットワークアセスメント業務委託料の関係についてお答えいたします。今回のこの業務の予算要求にあたっては、中央コンピューターサービスさんから見積り書をいただいております、その金額をもとに予算計上してございます。この事業者については、学校のネットワークについてメンテナンス等をお願いしております、学校のネットワークの状況に精通しているということで見積りをいただいたということでございます。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君） 特命委託型のほうなんですけれども、そうしますと先ほど町長からの御説明

にもあったとおり、人不足の解消、地域の解消ということを言われたと思うんですけども、この制度によって企業側が受けるメリットと雇用者側が受けるメリット、これの図り方によって、先ほど言われていた人不足の解消につながるように思うんですけども、企業側としてはどうなんですかね。もらったお金よりもその方に払うお金が少なければ、企業側のメリットとして考えられるのかなと思うんですけども。あとは雇用者側のメリットっていうのはそれにプラスして企業側からも出るというようなことなのかなとかっていうのを漠然と思うんですけども、ニセコ町側の考え方としてはその人不足に対してどういうのがあるのかお聞かせください。

それから、学校ネットワークアセスメント業務委託料っていうのは、私ちょっと調べた範囲では1校当たり100万円を上限に、国から3分の1の補助金が出るというようなことなんですけれども、この295万3,000円っていうのは3校分だとすれば100万円の上限に近いものを使ってるということになりますよね。これ調べたところによると、相見積りをとってしっかりやるのが重要だというふうに書かれてました。それから、生徒数が1,000名の学校でも使われた実績っていうのが100万円ぐらいいだというようなことも調べたんですけども、その辺の費用に関する認識をお聞かせください。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの再質問にお答えいたします。先ほど町長がおっしゃった人手不足の解消っていうところ、ちょっと一旦置いときまして、いや置いておかなくてもいいんですけども、まず企業側のメリットといたしましては、通常のいわゆる企業が行う募集以外にも募集する窓口が広がるというところがあるのと、町の協力隊という冠ですかね、そういった後ろ楯があるということなどがメリットになってくるかと思います。そして、500万円分の範囲内の給料なり福利厚生費なりを賄うとなれば、企業としてはそこの原資が入ってくるメリットがあるというところと言えるのかなと思っています。雇用者側については先ほども言ったとおり、いわゆる協力隊ですので、大都市から地方に来て自分の夢をかなえるといったような中で、町が採用して3年後には自立するっていうところが、最初にやりたい仕事とマッチした3年間で企業が過ごせて、引き続きその企業で採用されるということであれば、それは採用者側についても雇用される側についてもメリットというような言い方ができるのかなと思っています。

この形が本当にうまくいけば、町長のおっしゃる人手不足の解消につながるだろうということで、今回は本当に町としても御相談を受けている生活に密着する除雪、あるいは公共交通機関のバスの運転手といったところにスポットを当てて、ここを実証してみるというのが今回の趣旨、取組になるかと思っています。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） 学校のネットワークアセスメントの関係で、私のほうからお答えいたします。今回予算計上しております295万3,000円については、小中高4校分でございます。そのうち、小中学校分の見積りが241万円ほどですので、1校当たり80万円程度ということで今回見積りをいただいている状況となっております。

それから事業者の選定の関係ですけども、現在の学校のネットワークについては、令和2年度にGIGAスクール構想と当時コロナの中で1人1台端末を整備するという中で整備したネットワー

クです。これについては、先ほど言った中央コンピューターサービスではない別の事業者さんに整備をいただいております。そういった意味で、違った業者がきちっとそのネットワークの状況を点検したほうがいいのではないかというふうに考えて、違う事業者から見積りをとったという経緯もございます。その上で、発注の際には指名選考委員会の中でその辺りも含めて協議した上で、発注ということになるかと考えてございます。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君） 地域おこし協力ですけど、噛みつくわけではないんですけど、ただ募集しても来ない状況かなと思って、それを解決するためにはまだ今の御説明では私のほうではちょっとすっとんと落ちないというようなことを述べさせていただきます。

それから 23 ページのほうですね。こちらはそうなのかなとも思いつつ、校舎の面積とか生徒数を考慮すると、やはり高いと言わざるを得ないのかなっていうのが個人的な感想で、その辺を十分にやられているのであればそれでいいのかなあとということでございますので、答弁は特に必要ございません。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○3 番（高木直良君） 3 点あるんですが、最初は今まで続いております。特命委託型協力隊の問題です。今回このようにたくさんの質問が出るということで、今感じますのはこういった新しい取組に際しては、もう 4 月末から募集をかけておりますけれども、政策案件説明をどこかの機会で行って、今まで出てるようないろんな疑問ですね、新しい制度っていうことでそういう配慮が必要だったかなと私は思います。

私もちょっと気になったのでいろいろ調べますと、既に 9 月 30 日までの募集ということで、内容的には非常に細かく採用条件といいますか、労働条件がもうたくさん決まってるんですね。基本給だとか社会保険料とか手当だとか、そういうもの全部労働条件がホームページに載せてあります。それで、対象となるのが株式会社ニセコバスと牧野工業株式会社っていうことで企業名がしっかり決まっていて、採用先ですね、業務内容も全部列挙されている。要するに企業の採用募集と同じ内容になっています。

一方、総務省のハンドブックも見たんですが、この中の説明では個人事業主として来てもらう、そういう町との間での委託契約なんですけども、相手は個人事業主という扱いで、町としては雇用関係がない、あくまでも委託っていうことで、雇用保険だとか一切そういうものには加入しませんよというようなことも書いてあったわけです。ですから、総務省の説明内容と違って、今回のように直接雇用っていうのはニセコ型なのか、ちょっと乖離があるかなと感じました。なぜそう言うかという、ホームページには町と御本人と株式会社を図解で説明しているわけです。だから、私は政策案件の中でこういう説明をすべきだったと思ってます。

除雪の作業に関して言えば、ニセコ町内には協同組合があって、これは公道。町道をやりますけれども、株式会社牧野工業さんとすれば雇用した場合は町道の除雪に限らず民間から受けた除雪もやるわけですね。除雪をやってる株式会社は牧野工業だけではなくて他の業者さんもいらっしや

います。ですから、そういう意味で、牧野工業さんを前提に募集されてるってことについての一定の配慮といいますか、どのように協同組合内部で話し合ったかどうか分かりませんが、その辺の経過も含めた説明が私は必要だったなというふうに思ってます。

その上で9月30日ですから締切り直前ですけども、今まで何人の応募があったのか、ホームページに公表した募集人員はそれぞれ3名って書いてあるけれども、仮に3名来たら3名採用するのか。今回は予算上からいって2名に留めるのか、その辺についても追加説明をお願いしたいと思います。

あとニセコ町には来ても住まいがない、住む場所がないっていうのがネックで、いろいろこれまで問題になってますけども、今回の場合は採用する会社が用意するのか、ニセコ町が斡旋をしてここに入居できますよっていうふうに示すのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

2点目は18ページです。ニセコ福祉会のニセコ町介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託111万の予算ですが、説明ではこれまで対象としていたニセコ福祉会の主にニセコハイツの経営を改善していくということで、何年かにわたって分析をしてここに問題があるよと、こういう改善が必要だっていう報告がずっと続いてきたと思うんです。その上で、今後については単独ではなくて、ニセコ町近隣の広域的な考えから検討するんだということになりましたが、この間の御説明ではそれが困難になって、今後やはりニセコ町単独の福祉会としての運営に切替えざるを得ないっていう御説明でした。

それで、御説明はあったのかもしれませんが、今回広域連携することが困難となった主要な要因について、それから施設の更新というのは前から問題があったと思うのですが、その辺についても検討内容に含むのかという2点お聞きします。

それから3点目です。22ページの消防費、道が道道区域を変更して民有地になって、そこに消火栓があるから移設するという話なんですけども、道がそういう区域を変えるっていうときにいろんな協議というのは町にないものかどうかですね。このように消防施設、大事な消火栓がある場所についてはそのまま区域に入れて移設しなくても済むようにとか、そういうやりとりの経過があったのかなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 桜井課長。

○企画環境課長（桜井幸則君） ただいまの協力隊の関係についての回答いたします。ちょっと順番が前後するかもしれないんですけども、なぜ牧野工業さんなのかっていうところの御質問につきましては、当初我々はこの除雪という業務についての協力隊の募集と考えておりましたので、パブリックメンテナンスさんと相談をさせてほしいと代表の牧野工業さんに御相談申し上げました。そうしたところ、パブリックメンテナンスとして、協同組合としての雇用はないということでした。であれば、パブリックメンテナンスで除雪業務を一番多くこなしている牧野工業さんでの採用ということで、今回話を進めた経過がございます。なので、これがうまくいくのであれば、他の事業者さんへも広げていくことは考えられるかなと思いますので、まずは今回実証という形での取組として、そういう経過があった次第です。

それからホームページでは3名ずつの募集で予算は4名ということでちょっと合わないんじゃないかな

いかというところなんですけれども、これにつきましてはこの人材不足にも対応するために間口は大きくしといたほうがいいかと、ただ実際予算としては確実に多くの方が来るというところもなかなか見込みづらいなというところもあったもので、取りあえず予算としてはまず4名の半年分という予算を一旦立てております。面接された方が多く、すごく効率的に働いてくれる、条件が合えば引き続きこの予算については拡大していくことも十分考えられるのかなと思っているところでございます。

それと募集につきましては、今大阪のほうでの移住定住促進フェアなんかにも参加するときにこのお話をちょっとさしていただきたいなっていうのと、ニセコバスさんと牧野工業さんの代表の方に出演していただいたPR動画なんかもつくってございまして、それなんかも引っ提げて地域のいいところをどんどん見せていながら募集できたらいいなという取組もしているところでございます。

住宅については、基本町が用意するというたてつけにはなっていないものの、なかなか企業さんでも今用意するのが大変という状況は分かっておりますので、会社さんと町も相談しながら住宅のほうは決めていければいいのかなというスタンスで考えております。

いずれにせよ、今回初めて取り組む内容になりますので、いろいろと試しながらというかやっていきながら、問題点・課題点などを見つけた上で今回の実証ができればいいなと思っているところでございます。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○保健福祉課長（重森省宏君） 高木議員の質問の2点目につきましてお答えさせていただきます。ニセコ町の介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託料ということで計上させていただきました。6年度まで3年間かけましてニセコ福祉会の経営改善事業ということで、専門の業者に入っていていただいて状況の分析だとか今後の社会状況の予測というところを出していただきまして、6年度の段階で介護の中で抱えてる問題としては、人口減少に伴って入居対象になる高齢者の方が将来的に減っていき、それに伴って収入が減るんじゃないかという課題と、あと今現在の収入状況、介護報酬の改定があるたびに状況が厳しくなっていくような形の中で、今後も収益的にやっていけるのかという収支的な問題、働いてくれる方、介護をしてくれる方がなかなかいないという働く側のほうの人材採用の問題等いろいろあるということ、この3年間で明らかになりました。その中で、まず入る対象の方が今後減っていくという予測の中で、施設を維持していく、運営を維持していくということになってくると、広域的な連携というのが重要ではないかというのが、この春の段階で内部では課題として一番先に挙がったところでございます。

まず、そういった中で担当課としても、それまでの分析の状況を踏まえて、隣の町などの今の運営状況を踏まえた中で、ここの自治体とだったら広域連携できるのかどうかとか、それまではあまり広域連携はなかったの。単独の法人の問題なのでちょっとデリケートなところもあるんですけども、広域的な連携ができないかということで、そちらの町の担当の方とかその施設を運営している法人の方とかも、3年間分析した情報共有と意見交換を春にやってみて、その中で話したことは単独でやっていく方向で、小規模化でいくという道筋もあるんじゃないかという考え方もあるということで、広域連携というのはちょっと難しいんじゃないかという話合いの経緯がございました。

それであっても今の福祉会の介護の場の体制は整えていかなきゃいけないという中で、単独でいくとなれば具体的なシミュレーションだとか、今後の収支、御質問にありました施設更新もかなり大きな金額がかかるものになりますので、それが何年後に来て実際それが入り込んだときには単独でどれぐらい福祉会として負担が出てくるのか、町はそれに対してどれぐらい応援しなければならない状況なのかっていうのをシミュレーションした上で、今後のところを考えていきたいということで、今回の委託料の補正を上げさせていただいたところでございます。

あと、今回の委託につきましては、今の状況で単独でいくことがどうなのかということの検討も含め、いろいろな方策を考える中で、例えば札幌や小樽などで経営されている大きい法人さんがニセコ町のような地方での経営に興味があるのかどうかとか、そういったところの市場調査も含めてやった上で、ニセコ町でどんな方法ができるのかというところを判断したいと思い、委託業務で実施していきたいと考えております。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 高木議員の御質問にお答えしたいと思います。今回の撤去する消火栓につきましては、平成6年より北海道から道路占用許可を受けて設置しているものでございまして、令和6年10月に小樽道路事業所より今回は道道の区域変更に伴ってその用途廃止をとというところで、その用途廃止をして北海道の普通財産に変更されており、既に民間企業への売却を進めてきたというところでございます。

今回消火栓の撤去もしくは移設の打診を実際には消防のほうを受けて調整をさせていただいたところではありますが、所有者都合ということもございまして、こちらとしては別に道路占用許可自体しか受けてないものですから、補償等の交渉もなかなか難しいというところです。最終的に消火栓の設置場所の分筆なども含めて交渉したんですけども、そこは民間事業者との交渉が進んでるということでお断りをされました。

消防のほうでこの消火栓がなくなった場合、消防力がどれぐらい低下するか、水の状況はどうかということを綿密に調べたところ、撤去しても消防力自体の低下には至らないという結論を出しておりますので、この金額で撤去することに決めております。移設はかなりの金額を要するというところで、総合的に判断してこのような結果になったというところでございます。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） ただいまの消火栓の関係について、説明の中でももしかしたらもう売買が既に成立していると誤解されたかと推察されますが、今現在先方と民間との間で売買が成立しているという状況ではございませんので、それは今後についてということになるということをつけ加えさせていただきます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 特命のほうで応募が何人かという質問に対する御回答なかったもので、恐らくゼロということかなと思って、今のところはなくて引き続き努力をしてるっていうふうに推測いたします。何とかうまくいってほしいなということです。

それから、福祉会のほうも非常に御苦勞されていると思いますけれども、これも大変な検討だと思

いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、消火栓の件ですが、今まだよくわかんないのが区域を外すっていうなんでしょうかね、向こうのほうの理由というか要因っていうのは、ちょっといまいち分からないんですけども、なぜ区域を外す必要があったのか、追加説明お願ひします。

○議長（青羽雄士君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 区域を外すのではなくて、区域が道路改良によって少し変更された、道路用地として変更されたということで、その余った道路用地については普通財産に落として、民間との売買交渉を進めているということです。道路改良はよくやりますが、町もそうですけども、そこを道路敷地から普通財産に落として売却することは結構ある行為ですので、それに伴って消火栓が今回引っかかってしまったということでございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 総務課長は道じゃないから言ってもいいかなと思うんですけども、こういったすごく防災に関係ある重要な施設が道路区域だったから設置ができたと思うんですけども、区域を外すに当たって道のほうの配慮っていうか、何か私は解せない。ずばっと道路改良して余った土地だから、すぐどっかに売っちゃうってね、そんな姿勢がちょっと理解できなかったんで、これは課長に言ってもしょうがないんですけども、そう思っております。何か機会があったら伝えてください。よろしくお願ひします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの道路敷地の関係は、中央地区に降りていく途中にある消火栓なんですけど、それまでは道路敷地だったので私ども許可をとって道路敷地に埋めたんですよ。道路からちょっと入ったとこなんですけど。それが今回道のほうで売買をするときに、道路敷地が入っていたところを真っすぐにするから、この消火栓が邪魔になるので撤去して移設してほしいと。正直言って抵抗しました。これは我々としてはもう許可を得てやってる行為で、かなりの金額、400万か幾らぐらいかかったと思うんです。また新たに設置するかどうかを消防と協議して、消防水利としては特に問題ないってことが分かったんで、今回は撤去だけにすることで相当お話しはさせていただきました。道のほうもその土地は一体的に売りたいと。実際に買いに来てる方もおられて、もともとの所有者がその隣接にあって一体的に整理をしたいという強いお気持ちがあり、実はかなり時間かかりましたが最終的には町のほうで撤去するということで合意させていただいたというような内容でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高瀬議員。

○1番（高瀬浩樹君） 20ページ、6款農林水産費の先ほど同僚議員が質問されました有害鳥獣の増加の部分で、毎回毎年ですけどこの有害鳥獣増加の一途ということで補正予算を増やしていけばいいのかもしれませんが、私としてはこれから多分増えると思ひます。新聞とかでもいろいろ見ていると、前は鹿って道東がメインだったんですけど、今道南でどんどん増えてるということで、この10年で約4倍と書いてあったかな、4倍は増えてると思ひます。エゾシカは繁殖力が強くて、これだ

け暖冬になるとなかなか死ななくなっているというか、増える一方だと思うんです。私はもう少し広域的に、ニセコ町単独で考えるより後志支庁で取り組んで大きくやっていただかないと、鹿は渡り歩いているわけですから、その部分で真剣な取組を検討してほしい。

予算をどんどん増やせばいいのかもしれないけども、ハンターだけでは駆除が追いついていないんじゃないかなと思っています。アライグマにしてもそうです。私たち一生懸命電牧張ったりいろんなことしています。今畑をよく見たら電牧だらけだと思います。でもそれも限界があって、その辺をやはり自治体としてそういうのを対処する課をつくるというか、本気になって考えていかないとただ増える一方ではないかなと私は思っています。この予算に関しては本当に問題はないんですけど、町長として何かお考えがあればお願いします。

○議長（青羽雄士君） 片山町長。

○町長（片山健也君） この有害鳥獣はどこも大きな課題になっておりまして、後志の総合開発期成会でもいろいろ入れ込みながら国等にも要望しておりますし、羊蹄山麓町村長会議でも毎回のように話題になっていて、後志総合振興局あるいは北海道に対してこういった広域的な取組も含めて要請活動を行っているところであります。

今ニセコの猟友会の皆さんも本当に一生懸命やっただいてるんですけど、人員が不足している状況でありますので、今後引き続き北海道並びに国の農林水産省を含めて要請活動はしていきたいということで、その辺もまたしっかり町全体で取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第10号 令和7年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 11 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 14、議案第 11 号 令和 7 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 11 号 令和 7 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 12 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 15、議案第 12 号 令和 7 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 12 号 令和 7 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 13 号

○議長（青羽雄士君） 日程第 16、議案第 13 号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それではファイル 203 の 2 ページをお開きいただきたいと存じます。追加の議案でございます。

日程第 16、議案第 13 号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例について。

ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 25 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページ、3 ページの下、提案理由でございます。道税でございます北海道による宿泊税が令和 8 年 4 月 1 日より全道一斉に導入されることに伴い、本町内の宿泊事業者の事務負担軽減のため、本町が北海道の宿泊税に関する賦課徴収の事務の一部を北海道庁から受任をいたします。これにより、本町が北海道宿泊税の賦課徴収を町の宿泊税と合わせて行うための所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するというものでございます。

ここで、資料 999-1 をお開きください。ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例の概要でございます。読み上げさせていただきます。改正の理由というところについては、先ほど御説明させていただきました。改正の内容でございます。今回の改正内容は、本町が北海道の宿泊税に関する賦課徴収を本町宿泊税の賦課徴収と合わせて行うために必要な改正で、以下の点を改正をいたします。なお、今回の改正はあくまで北海道宿泊税の導入に対応するためのものであり、本町宿泊税の制度に関する変更は含まれてございません。1 つ目の本則、賦課徴収事務に関する文言の改正、本町宿泊税に関する賦課徴収の規定は第 19 条に定めていますが、よりの確に關係法令を適用する表現するため、文言の修正を一部しております。2 つ目の附則、こちらの内容が重要でございますが、北海道宿泊税の賦課徴収に関する規定の追加、第 6 項・第 7 項でございますけれども、北海道宿泊税を本町の宿泊税と合わせて賦課徴収を行えるようにする特例と、滞納があった場合の督促や滞納処分も併せて行えるようにするための規定の追加でございます。3 つ目の施行の期日、公布の日からということで定めてございます。ただし、北海道宿泊税の賦課徴収に関する規定は、北海道宿泊税の施行に合わせて適

用となります。来年令和8年4月1日からの適用予定ということでございます。参考例として、今回の地方税法の関係部分と地方自治法の関係部分を記載してございます。

それでは議案3ページにお戻りください。こちらにただいま御説明をした内容を反映した改正条文、実際の条文でございますが、この条文の内容として今説明した内容を記載してございます。

最後に3ページの一番下、まちづくり基本条例による町民参加等の状況でございますが、本件は北海道宿泊税の導入に伴い改正するというものでございまして、本町宿泊税の制度に変更を伴わないということから、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加等の手続きを要しません。ただし、町内で宿泊業を営む事業者の方は、北海道宿泊税の導入により業務に少なからず影響を受けるため、事業者の意向を確認する趣旨で、以下のとおりアンケートを実施してございます。その内容が次のページでございます。令和7年9月10日から23日までの14日間ということで期日を定め、アンケートをとりました。対象は町内で旅館業法及び住宅宿泊事業法、いわゆる民泊でございますが、これに基づく宿泊事業を営む者155件でございます。内訳は記載のとおりでございます。アンケートの回収数は34件、回答率は21.9%。本町による北海道宿泊税の徴収事務受任に関する回答内容ということで、本町による北海道宿泊税の賦課徴収受任を受任を希望すると回答したのは、アンケート回答の全体の91.2%、34件中31件だったということでございます。要するに、北海道がこのたび宿泊税を導入するが、この導入に当たってニセコ町が徴収の委任を受けニセコ町と一緒にして切符を配布するということに賛成かということについては、91.2%の方が賛成だったという内容でございます。

議案第13号に関する説明は、以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午後1時ちょうどまで休憩します。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第13号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木下議員。

○8番（木下裕三君） 1点伺います。事業者の意向を確認するというのでアンケートをとられたということですが、全部で34件で回答率21.9%。50%ぐらいあるとよかったなと個人的に思うんですけども、その34件の内訳、旅館合法施設と民泊の施設ですね、教えていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） ただいまの木下議員からの御質問にお答えいたします。全部で34件の御回答のうち、旅館業法の施設が28件、民泊施設が6件、特に偏りなくどちらも2割強の施設からお

答えをお寄せいただいたという形になってございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高木委員。

○3番（高木直良君） 今回のアンケートに関わってなんですが、3件は希望しないということですが、希望しない残りの3件はただ希望しないという意味なのか、反対なのか。反対の方のこれこれこういう理由ですってというようなコメントをとるようなアンケートだったのか、もしそういうコメントがあったとしたらどんなコメントがあったかを参考にお聞きしたいです。

それから、税法上の同意の件なんですが、これはあれでしょうか、道のほうから同意を求める文書がそれに対する回答なのか、あるいはこういう意思決定をしましたっていうだけの、町だけの単独の意思決定なのか。これに関わって何がしかの文書として残ってると思うんですけども、そういうものが公開されるものかどうか。

以上2点についてお願いします。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） まず1点目、道と町別々でいいですよというお答えが確かに3件ございまして、今アンケート集約しておりますが、いずれにしてもどうしてそういうお答えをさせていただいたのかという御意見も寄せていただけるような仕組みのアンケートをとってございます。実際、ニセコ町と道を別々にしたほうがいいというお答え3件あった中では、手間的にはどちらも変わらないというような御意見ですとか、わざわざ町が北海道に合わせて汗をかく必要がないというようなニュアンスのお答えもございました。

2点目の御質問なんですが、先ほどの説明資料の一番下のところに参考法令として抜粋で載せさせていただいたのですが、私ども今回まさにこの宿泊税条例の改正ということで、議会の皆様にお諮りしてるのはこの地方自治法96条の第4号の規定で、賦課徴収に関することは議会に諮りなさいと。それで判断をしていただくということなんですが、道庁、委任をする側については法律上特に何かの定めがあるわけではなく、お願いねという形です。現状は特段書面というような形ではなくて、今までは事務的な流れでなるべく徴収委任を受けてほしいという事務方レベルでの話でございました。今回もし仮にですね、この宿泊税条例の改正が可決された折には、改めて北海道知事から同意に関する書面というものを提供いただいて、その内容について私どもがのめる状態であれば同意をするということで、書類1枚は残ります。道庁としては特段議会に諮るようなことはないんですが、受ける私ども市町村としてはこういった形では議会にお諮りをするというようなことが必要な決まり事になってございます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） アンケートの件は分かりました。それで今の同意のほうなんですが、例えば倶知安町の場合、これも道から求められたっていう文章じゃなくて条例改正によってということになるかと思うんですが、倶知安町の事例がもし分かればお願いします。

○議長（青羽雄士君） 鈴木課長。

○税務課長（鈴木健君） 同意の中身につきましては、市町村によって差はございません。同意書と

というのは全道一律、非常に定型句の同意書になりまして、一応同意を受けてほしいとかそういった流れに関して何か道から市町村に対しての何ていうんでしょう、記録的に残るようなものというのはどこの市町村にも多分残ってないかと思います。同意に関しては本当に簡素なやりとりが書かれてる、もうA4一枚程度の署名になります。といいますのも、徴収委任っていうのが実はかなり重たい行為でございまして、事務の一部を委任するというような法令の書きぶりではございますが、これによって北海道としてはどういうことになるかといいますと、賦課徴収の権限を道庁自体は失います。賦課徴収の権限が市町村におりてくると同時に、責任や義務も私どもが受け負わなければいけないという制度でございます。今後何かをどうするかっていうことに関しては、都道府県、北海道については一応決まり事としては宿泊税条例を持っていらっしゃいますけれども、実際にそれをどうふう運用するかっていうのは全て委任を受けた市町村のほうでやっていく形になります。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第13号 ニセコ町宿泊税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議員派遣の件について

○議長（青羽雄士君） 日程第17、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、御手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は御手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第 18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第 18、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より御手元に配付したとおり、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第 1 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（青羽雄士君） 日程第 19、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

決算特別委員長より御手元に配付したとおり、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎片山健也町長からのご挨拶

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

最後に、町長から発言がありますので、これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） ありがとうございます。青羽議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

この議会を最後に、私議会としては最終の議会となります。4 期 16 年の長きにわたりまして、議会議員の皆様、それから町民の皆様、もちろん職員の皆さんをはじめ関係機関の皆様に多大なる応援を得て、こうして任期満了を迎える直前となっております。本当に皆さんに心から厚く感謝を申し上げます。

私、ニセコ町に入って 47 年を経過しますし、町長になって 16 年をやらせていただきました。昨日、一般質問の議論にもありましたが、自治体っていうのは地方政府という役割と市民の自治機構といますかね、住民の自治機構としての役割があって、住民の自ら考え行動する自治の背中をどうやって押すかということが、私たち役場の職員というか、役場に課せられた一つの任務ではないかとい

うふうに私は考えております。

かつて羊蹄山麓で法定協議会をつくって合併議論がありました。そのときに、同じ大変なら小さい町で何とか意思決定を身近にできるところでやろうということで、私たちは単独の町ということを選んできました。しかしその後も、本当に大変な時期たくさんありまして、どんどん人口は減る、そして商店も減っていく中で、ニセコ町商工会の皆さんにあつては本当にたくさんのまちづくりの講演会をやつて、どうやったら町が生き残るか、商店街はどうしたらいいかという本当に必死の様々な活動を行っていただきました。本当に心から厚く感謝申し上げたいと思います。

一方役場としては、私たちが生き残るためにはもう住民自治の力しかない、これまでの行政依存体質でご用聞き行政をやつても行政が肥大化する一方で、まちづくりの活性化にはならないということで、様々な実践活動をこれまで行ってきました。例えばもっと知りたい今年の仕事、これは予算説明書で行政、役場は打ち出の小づちを持っているわけではない、大きい声を出して力がある人にお金が行くわけではない、そんな時代ではないということで予算説明書といいますかね、もっと知りたい今年の仕事というの発行させていただきました。そんな中で、これは本にも書かせていただきましたが、それまで 350 から 400 件あった要望陳情事項は、5 年後には僅か 70 件ぐらいに減るというか、やっぱり何でも行政に言えば実現できるものではないという皆さんの御理解を得たのではないかと感じてまして、現在も要望陳情事項は大体そのぐらいの件数を推移しているような状況であります。

1998 年に私ども情報公開条例と個人情報保護条例をつくらせていただきました。住民自治、住民参加の前提は情報にあるということで、徹底した情報のまちをつくらうということで、内部の会議も公開する、管理職会議も公開するというのでこれまで取り組んでまいりました。個人情報保護も、現在の国の法律以上に制度設計としては優れているのではないかと思います、自己情報コントロール権に基づいてきちっと制度化した個人情報保護条例であつたというふうに思います。

こうした皆さんとの積み上げの中で、首長が変わったら全てのものが変わっていくようなこれまでの自治の仕組みはおかしくないかということで、2 年強 124 回の会議を開いて、私たちの町の憲法としてのニセコ町まちづくり基本条例をつくらせていただきました。首長の政治責任を明らかにするとともに、みんながまちに参加する、そういった仕組み、どこで意思決定するのかというようなことも含めて、日本で初めてのまちづくり基本条例というのをつくらせていただきました。私どもの職員の中にも、そのとき本当に苦勞したメンバーがたくさんおります。当時相当な議論があつて、たしか 10 対 5 の賛成が多くて可決された条例がありましたが、そのときも多くの議論があつて制定したものであります。

そんな中で、私たちもこの町の将来どうするというので、当時環境基本計画づくりに着手をさせていただきました。2 年間にわたつて住民の皆さんとの多様な話し合いをやりました。日本では例がないと思いますけれども、その計画をつくること自体を住民自治でやろうということで、事務局長、あるいは事務局員を町民公募という中でさせていただきました。全ての会議は公開ということで、会場設営と議事録は町でつくりますということだけで、住民の皆さんに主導していただきました。おかげで、日本野鳥の会ですとか自然保護協会の皆さんなど、たくさんの皆さんがボランティアでこの環境

づくりに参加をいただき、40枚近い管内図に様々な植生マップや生態系のマップ、そういったものが出来上がってきました。この過程の中で、当時バブルが崩壊して、ペンション経営者の皆さんも多く入られておりましたが、本当に苦しい中でニセコ町はこの景観と環境が命だ、何とかそれを守ろう、乱開発をやめよう、市場の草刈り場にはしないと。全国的にはたくさんのリゾートができて、コンドミニアム的なものができて、廃墟になりつつあるようなところがありました。ペンションだらけになって、20年後にはそこが空き家になっているというバブルの後遺症も私たちは見えてきました。そういう中で、私たちは今の農業も観光も最終的には環境ではないかということで、それに基づいて環境計画というのをつくらせていただいて、今日に至っています。2年間にわたる住民の皆さんとの成果が景観条例を生み、そして水資源保全条例もできたというふうに思います。

ニセコ町の景観条例は、当時日本中の条例の先駆的と言われ検討をしましたが、数値規制を入れるとそれは全部開発したい、あるいはそういう人たちの権利になってきます。日本の景観法も現在数値を入れると全て相手の権利になりますので、25mとなると25mまでは住民は意見を言えないというのが、現在の法律制度であります。私たちは自分たちで住民と話し合いながら、そのことがいいのか悪いのか、あるいはそのつくる過程が住民との情報共有になり、まちづくりすることではないかということで、あえて日本の中では特異な数値規制を入れない景観条例というのをつくって、今日まで来ているわけであります。

こうした活動する中で、本当に厳しい時代で70万近い宿泊数が31万5,000まで落ち込んだときに、観光の皆さんを中心として、当時このままでは私たちの観光が駄目になるということで、これまで観光協会は町が半分兼務しているような観光協会でありましたが、それを株式会社化して独立させよう、自分たちがきちっと責任を持てる体制にしようということで、日本で初めて株式会社化をして今日に至っているわけであります。私はそういう経過を見て、そして今日においても観光協会が株式会社がしたことによって観光のウイングが大きく広がったと思います。ニセコ町の観光の発展に大きな貢献をしてくれたこれまでの努力に関係者の皆さんにも厚く感謝を申し上げたいと思います。

かつて20数年前、そのときの議論を聞きますと、日本の社会はこれから減少社会に入ると。人口減少の中で同じパイを奪ってもいけないということで、宿泊業の皆さんが自ら海外誘致協議会をつくり、そして台湾に行き、香港に行き、そして海外誘致活動を行ってきました。

一方ニセコはスキー場エリアは雪崩事故ってないんですが、スキー場のそばは日本で最も雪崩事故の多いエリアになっておりました。当時は本当に年に2回か3回にわたり事故があつて、職員の7割は雪崩事故っていうと現場に急行しているという時が20数年前まで続いておりました。新谷暁生さんを中心として、多くの皆さんが毎年12月の第1週土曜日モイワスキー場もしくはニセコ町民センターに集まって、このニセコの雪崩事故を何とかしたいということで雪氷学会の新田会長をはじめ、多くの皆さんが100人200人と毎年ニセコに集まっていただいて、このニセコの雪崩を何とか抑制したい、なくしたいということで、ニセコルールというのを最終的につくることができました。このニセコルールの取材に来た多くの雑誌社が、世界中にニセコのパウダーを宣伝してくださいました。こうした住民の皆さんのおひとりおひとりのまちづくりに対する想い、行動が今日のニセコ町をつくったものと思います。

また、農業者の皆さんも新たな作物に挑戦するということで、町としても小さな応援をさせていただきましたが、新たなニンジンやブロッコリーをはじめ多くのものに挑戦し、そして国営農地整備事業という大きな事業の導入を決めていただいて、現在令和9年に終了する予定となっております。ニセコ町の1,190ヘクタール、最も過剰傾斜の多い、国営事業としても採択が難しいと言われたところに、今国営事業で圃場も整備され、農業所得も確実に上がっているのではないかと考えているところであります。

私は町長に就任して、できるだけ民主的な役場にしたいということで、職員も自由に物が言えるそういった健全な社会、そして組織自体が様々な時代の流れにおいて自ら学習し、変化することに対応できるおひとりおひとりの能力が高い、そういう職場にしたいということでこれまでもまちづくりを行い、職員研修も多くの職員に参加をいただいて、ここに来ているところであります。

議会の皆様にとっては、実は私は基金を相当取崩して、最初は6,000万ぐらいから始めたと思いますが、毎年1億3,000万、2億、3億、4億、今5億ぐらいを皆さんの御理解を得て基金を取り崩させていただきました。私が役場へ入ったとき、人口がどんどん減って大変になるのに、何かあったら困ると言って基金をずっと使わない、民間においては貯金をいっぱいしながら営業成績がどんどん下がっていくという状態ですが、何で対応しないんだろうという思いが強くありました。補助交付金も最大化するとともに、基金をしっかりと使うことによって事務・事業の量を増やし、それによって収入を増やす、そのことがニセコ町の財政を健全化するというふうに思いまして、これまでやってきました。おかげさまで、就任時の2008年と2023年の町財政の決算対比では、町のいわゆる起債実質、町の借金総額を8億円減少させることができました。一方、基金、これは貯金ですが、5億7,000万円増加することができました。税収も2023年の決算対比ではありますが、3億9,000万円増加。町の借金、いわゆる財政の判断材料となる実質公債比率というのがあります。これは就任時16.6%という、かなり北海道内でも高い比率でありましたが、現在は4.2%という12.4ポイント、財政の実数公債比率を下げることができました。職員がこういったことにも、本当に積極的に献身的に努力をいただいた結集が、ニセコ町の財政の健全化に大きく貢献しているのではないかと、職員に対しても心から厚く感謝を申し上げたいと思います。

私はこれまで日本国憲法はじめ、公共哲学の3原則と言われておりますが、公共には公共の役割があって3つの原則があります。全てのことは公益性があるか、そしてその手続は公正か、それは最終的に情報公開に耐えうるものか、これを胸にしながらまちづくりを進めてまいりました。できるだけ恣意的判断のない政策意思形成過程から決定過程までの透明化、そのことによって首長の政治責任を明らかにする、そういうまちづくりを目指してまいりました。もちろん至らない点も多々あって、多くの皆さんに御迷惑をおかけしたこともあるかと思いますが、民主主義社会の一里塚として努力をしてきたつもりでございます。特に日本国憲法がうたっている基本的人権、それから人間の尊厳、そういった子どもの人権を含めて、そこに手厚い思いを投資できるようなそういうまちにしたいということ。そして基本的にはやっぱり自由の風が吹く、新しいことの動きがあったら背中をそっと押してあげる、そういった行政であつたらいいなということで、今日までこさせていただきました。

これまでニセコ町総合計画では、住むことが誇りに思えるまちということで、小さな世界都市、世

界中のどの方がこられても基本的人権が守られ、差別なくみんなで暮らせる世界標準のまちを目指そうということが大きな長期総合計画の目標でした。そのあと、環境創造都市ニセコということで、やっぱり地球環境負荷、そして私たちの健康や生命もやっぱり水環境を含めて環境を大事にすることによってニセコの価値が高まることで、環境創造都市ニセコという総合計画のタイトルで来ています。現在はこども未来共創都市ということで、未来を拓く子どものために社会としてしっかり応援する、そういうまちにしたいという思いで、今日に至っているところであります。

ただ、課題はこれからもありますが、みんなで力を合わせて相互扶助で助け合う共感資本社会といえますか、そういうものを目指していただければと思ひまして、これまでのニセコのDNA、いいものについてはぜひ引き継いでいただく、そんな町であってほしいなと思います。

これまで町民の皆様、議会議員の皆様、そして本当に献身的に働いてくれる日本に誇れる自治体職員の集団である役場職員、国や道、並びに民間の皆さんもたくさん企業版寄附でニセコ町を応援していただいています。こうしてニセコのまちづくりを応援いただいた皆様に心から厚く感謝を申し上げます、最終の議会となりましたが、ここで議会議員の皆さんに退任の御挨拶とさせていただきます。これからどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） これにて、令和7年第7回ニセコ町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後1時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青 羽 雄 士 (原本自署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (原本自署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (原本自署)